

別表十一（二）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成30年改正法附則第25条第1項《法人の返品調整引当金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成30年改正前の法第53条《返品調整引当金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「繰入限度額10」及び「繰入限度額12」の各欄の分子の空欄には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。

- (1) 令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度 1
- (2) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの

間に開始する事業年度 2

- (3) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 3

- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 4

- (5) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 5

- (6) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 6

- (7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 7